

労基法と協約違反の

# 一方的な休日出勤指定反対！！

6月25日に発表された7月の勤務指定で、またもや新幹線の運輸所職場の社員に対して本人の同意なき一方的な休日出勤指定が行われていることが明らかになりました。

私たちJR東海労は繰り返される本人の同意なき一方的な休日出勤指定に断固抗議すると共に解消に向けた運動を展開していきます。

## 休日削減の為の休日出勤指定反対！

そもそも社員が一方的に休日出勤指定された日は、前月の10日に発表された7月休日予定表では〇〇行路のみ発表され、休日予定にもされていなかった日です。それを25日の勤務指定で本人の同意も得ず一方的に休日出勤を指定するなど許されることではありません。

また社員が一方的に休日出勤指定された日は、突発的に当日の要員不足が発生した為に行われるものでもありません。

会社が繰り返している本人の同意なき一方的な休日出勤指定は、年度内の年休付与・臨時列車増発に対応するために、年間120日付与する必要がある休日（特休・公休）を4～6日（2～3泊）削減することを計画・実現する為に行われているのです。

## 労基法と協約違反は許さない！

当然なことですが、JR東海会社と各地方のJR東海ユニオンの委員長が締結した『労基法36条に基づく協定』の「休日労働」を命じる場合の事由には、「休日を削減するため」など、どこにも定められていません。まさに会社とユニオン指導部が連携して本人の同意なき一方的な休日出勤指定＝休日の削減を強行しているのです。

**会社とJR東海ユニオン指導部に騙されず**

# みなんで抗議の声を上げよう！